

福島市分別収集計画

令和7年6月

福 島 市

福島市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成16年度からプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）とその他の紙製容器包装（以下「紙容器」という。）の資源物収集を開始し、12品目9分別を資源物として行政回収している。また、令和7年3月からは、充電式電池及び乾電池を新たに資源物として収集を開始するなど、分別に対する市民の理解及び協力を得ながら、安定した資源物の排出がなされている。しかしながら、プラ容器が資源にできない燃やすごみに混じるケースや、集団資源回収の実施団体数の減少や店頭回収の進展などに伴い、資源物量は近年徐々に減少傾向にあり、循環型社会形成に向け、一層の資源化を積極的に展開していく必要がある。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下法という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした3Rの推進による廃棄物循環型社会形成
- ・廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保
- ・市民、事業者、行政の協働による環境保全
- ・廃棄物処理の一層の適正処理の推進による最終処分場延命化

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲食用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	6,881.48 t	7,282.01 t	7,203.38 t	7,125.59 t	7,048.63 t

（品目別内訳）

品目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
スチール缶	207.09 t	204.86 t	202.65 t	200.46 t	198.29 t
アルミ缶	511.59 t	506.07 t	500.60 t	495.20 t	489.85 t
無色ガラスびん	331.49 t	327.91 t	324.37 t	320.86 t	317.40 t
茶色ガラスびん	840.25 t	831.18 t	822.20 t	813.32 t	804.54 t
その他ガラスびん	274.57 t	271.61 t	268.68 t	265.77 t	262.90 t
紙パック	34.16 t	33.79 t	33.42 t	33.06 t	32.71 t
段ボール	1,542.47 t	1,525.81 t	1,509.33 t	1,493.04 t	1,476.91 t
雑がみ	406.25 t	401.86 t	397.52 t	393.23 t	388.98 t
ペットボトル	813.50 t	804.71 t	796.03 t	787.43 t	778.92 t
その他のプラスチック	1,920.11 t	1,899.37 t	1,878.86 t	1,858.58 t	1,838.50 t
製品プラスチック	0.00 t	474.84 t	469.72 t	464.64 t	459.63 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進させるための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

方 策 名	事 業 内 容
<p>集団資源回収報奨金制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成3年度 ・ 実施方法 集団資源回収を実施している市民団体、登録事業者に対し、回収量に応じた報奨金、助成金を交付し、資源の再利用及びごみの減量化を図り、循環型社会形成に向けて市民の意識を高める。 ・ 回収団体数及び実績 令和6年度 197団体 1,119,558kg
<p>市政出前講座</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 市民や企業などが主催する集会や会合に市の職員等がお伺いし、「ごみの分別とリサイクル」をテーマにごみ・資源物の正しい出し方と、分別収集・リサイクルについて説明する。
<p>3R&食品ロス削減推進協力事業所事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 3Rの推進や食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる事業所・店舗や市の広報活動等にご協力いただける事業所・店舗を協力事業所・店舗として認定し、共に3Rの推進や食品ロスの削減に取り組む。
<p>広報体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 ごみの減量・分別、あるいは3Rの普及啓発、容器包装廃棄物の処理状況など、市政だより、公式ホームページ、SNS等を通して積極的に広報する。また、町内等から個別に分別講習会の要請があれば講習会を実施し、周知徹底に努める。
<p>リサイクルプラザ業務の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成11年度 ・ 実施方法 あらかわクリーンセンター施設見学や親子バス工場見学会などの各種リサイクル講座を実施し、また、ごみとして出された家具類や自転車を再生し、抽選販売するなど、廃棄物の減量及び再利用に係る普及啓発に努める。

方 策 名	事 業 内 容
施設見学会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期 昭和52年度 ・実施方法 市民に広くごみ処理体制や状況を広報するため、市のごみ処理施設の見学会等を実施し、ごみの適正処理に対する理解を深める。
小中義務教育学校向け 出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期 平成18年度 ※令和3年度からリニューアル、令和7年度から講座追加 ・実施方法 生活系の資源にできない燃やすごみの内、約4割と最も大きい割合を占める生ごみの減量に向け、キエー口をはじめとした生ごみ処理の方法について、講義や実習などを行い各家庭での実践を促す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況や最終処分場の延命化等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を考慮し収集区分は下表中欄のとおりとする。

本市では、開始時期をより詳細に告知する目的から、開始年月を示すこととした。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類	平成9年4月
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器）※リターナブルびんも含む	びん類	平成11年4月
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	平成9年4月

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主として段ボール製の容器	段ボール	平成12年4月
主として紙製の容器であって上記以外のもの	その他の紙製 容器包装	平成16年4月
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	平成11年4月
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製 容器包装	平成16年4月
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック	令和9年度(予定)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	164.90 t		163.12 t		161.36 t		159.62 t		157.89 t	
主としてアルミ製の容器	413.02 t		408.56 t		404.15 t		399.79 t		395.47 t	
無色のガラス製容器	(合計) 131.73 t		(合計) 130.31 t		(合計) 128.90 t		(合計) 127.51 t		(合計) 126.13 t	
	(引渡) 131.73 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 130.31 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 128.90 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 127.51 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 126.13 t	(独自処理) 0.00 t
茶色のガラス製容器	(合計) 333.92 t		(合計) 330.31 t		(合計) 326.74 t		(合計) 323.21 t		(合計) 319.72 t	
	(引渡) 325.48 t	(独自処理) 8.44 t	(引渡) 321.96 t	(独自処理) 8.35 t	(引渡) 318.48 t	(独自処理) 8.26 t	(引渡) 315.04 t	(独自処理) 8.17 t	(引渡) 311.64 t	(独自処理) 8.08 t
その他のガラス製容器	(合計) 109.12 t		(合計) 107.94 t		(合計) 106.77 t		(合計) 105.62 t		(合計) 104.48 t	
	(引渡) 105.61 t	(独自処理) 3.51 t	(引渡) 104.47 t	(独自処理) 3.47 t	(引渡) 103.34 t	(独自処理) 3.43 t	(引渡) 102.23 t	(独自処理) 3.39 t	(引渡) 101.12 t	(独自処理) 3.36 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	34.16 t		33.79 t		33.42 t		33.06 t		32.71 t	
主として段ボール製の容器	1,530.94 t		1,514.40 t		1,498.05 t		1,481.87 t		1,465.86 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 398.13 t		(合計) 393.83 t		(合計) 389.57 t		(合計) 385.37 t		(合計) 381.20 t	
	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 398.13 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 393.83 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 389.57 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 385.37 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 381.20 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 532.74 t		(合計) 526.98 t		(合計) 521.29 t		(合計) 515.66 t		(合計) 510.09 t	
	(引渡) 266.37 t	(独自処理) 266.37 t	(引渡) 263.49 t	(独自処理) 263.49 t	(引渡) 260.65 t	(独自処理) 260.64 t	(引渡) 257.83 t	(独自処理) 257.83 t	(引渡) 255.05 t	(独自処理) 255.04 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,491.53 t		(合計) 1,475.42 t		(合計) 1,459.49 t		(合計) 1,443.73 t		(合計) 1,428.13 t	
	(引渡) 1,491.53 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 1,475.42 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 1,459.49 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 1,443.73 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 1,428.13 t	(独自処理) 0.00 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく、分別対象物)	(合計) 0.00 t		(合計) 368.85 t		(合計) 364.87 t		(合計) 360.93 t		(合計) 357.03 t	
	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 0.00 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 368.85 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 364.87 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 360.93 t	(引渡) 0.00 t	(独自処理) 357.03 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、近年の少子高齢化や社会動態を勘案し、次のとおり設定した。

R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	R 12年度
260,164人 (対前年度比) 98.92%	257,354人 (対前年度比) 98.92%	254,575人 (対前年度比) 98.92%	251,826人 (対前年度比) 98.92%	249,106人 (対前年度比) 98.92%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
	年度	8～12	8～12	8～12
主としてスチール製の容器		缶類	民間委託による 定期回収	市
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器		びん類	民間委託による 定期回収	市
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって 飲料を充てんするためのもの (原材料にアルミニウムが利用されている ものを除く。)		紙パック	民間委託による 定期回収	民間業者
主として段ボール製の容器		段ボール	民間委託による 定期回収	民間業者
主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの		雑がみ	民間委託による 定期回収	民間業者

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
	年度	8～12	8～12	8～12
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	民間委託による 定期回収	市
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他のプラスチック製 容器包装	民間委託による 定期回収	市
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく、分別対象物）		製品プラスチック	未定	未定

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、ペットボトルについては、本市の資源化工場で選別、圧縮、保管をする。紙パック、段ボール、雑がみについては市の収集車が直接民間業者の施設に搬入し中間処理を行う。また、その他のプラスチック製容器包装については、本市で設置した施設で選別、圧縮、梱包する。

製品プラスチックについては、市独自ルートにて処分する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
	年度	8～12	8～12	8～12	8～12
主としてスチール製の容器		缶類	透明袋	複数投入口付 圧縮板収集車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・保管)
主としてアルミ製の容器					
無色のガラス製容器		びん類	透明袋	平ボディ車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・保管)
茶色のガラス製容器					
その他の色の ガラス製容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック	ひも	平ボディ車	民間業者 トラックド`屋内 (保管)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
年度	8～12	8～12	8～12	8～12
主として段ボール製の容器	段ボール	ひも	圧縮板 収集車	民間業者 ストックド 屋内 (保管)
主として紙製の容器包装で あって上記以外のもの	雑がみ	ひも	平ボディ車	民間業者 ストックド 屋内 (保管)
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又は しょうゆを充てんするため のもの	ペットボトル	透明袋	複数投入口付 圧縮板収集車	あらかわクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・保管)
主としてプラスチック製の容器包 装であって上記以外のもの	その他のプラ スチック容器包装	透明袋	圧縮板 収集車	あぶくまクリーン センター資源化工場 (選別・圧縮・梱包)
製品プラスチック（プラス チック資源循環法に基づく、 分別対象物）	製品 プラスチ ック	未定	未定	未定

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

施策	具体的な内容
福島市廃棄物減量等 推進審議会設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置時期 平成5年 ・ 審議内容 学識経験者、関係団体の代表者、関係事業者等を委員とし、一般廃棄物の減量化、循環型社会形成の促進、一般廃棄物処理計画及びその他の事項について調査審議する。